

経済社会理事会

配布：限定

2013年12月13日

原文：英語

2013年本会期

議事日程議題2(b)

ハイレベル・セグメント：年次閣僚レビュー

理事会議長、ネストル・オソリオ（コロンビア）により提出された、2013年ハイレベル・セグメントの閣僚宣言案

「持続可能な開発を促進することおよびミレニアム開発目標を達成することのための、科学、科学技術および技術革新並びに文化の可能性」と表題のついた、経済社会理事会の2013年ハイレベル・セグメントの閣僚宣言

私たち、閣僚および代表団の長は、2013年7月1日から4日までジュネーブで開かれた、経済社会理事会の2013年本会期のハイレベル・セグメントに参加し、そして「持続可能な開発を促進することおよびミレニアム開発目標を達成することのための、科学、科学技術および技術革新並びに文化の可能性」と表題のついた、年次閣僚レビューのテーマを審議し、

経済的、環境的、社会的および関連した分野における主要な国際連合会議や首脳会議でなされた、国際的に合意された開発目標の達成のための、科学、科学技術および技術革新（STI）並びに文化の可能性の使用に対する公約を再確認し、

アジェンダ 21¹、持続可能な開発に関する世界首脳会議の実施計画（ヨハネスブルク実施計画）²

* 2013年12月16日に技術的理由により再発行

¹ 環境および開発に関する国際連合会議報告書、リオ・デ・ジャネイロ、1992年6月3-14日、第I巻、会議により採択された決議（国際連合出版、Sales No. E.93.I.8 および正誤表）、決議1、添付文書II。

および「我々の求める未来」³と表題のついた、持続可能な開発に関する国際連合会議の成果を想起し、

2003年および2005年の、世界情報社会サミット並びにその成果⁴もまた想起し、

事務総長報告書⁵、地域会合および他の準備過程、ハイレベル・セグメント期間中に開かれた国の自発的発表や討論に留意し、

1. 私たちは、経済社会理事会年次閣僚レビューの2012年閣僚宣言を確認する。

2. 私たちは、科学、科学技術および技術革新並びに文化の可能性が、ミレニアム開発目標の達成および持続可能な開発の三つの次元の促進並びに貧困撲滅にとって不可欠なそれらの実現を可能にするものでありまた駆り立てるものであることもまた確認し、そしてそれ故それらはポスト2015開発アジェンダの推敲において然るべき考慮が与えられるべきことを勧告する。

3. 私たちは、財政、能力構築および貿易に加えて、持続可能な開発の遂行における実施の主要な手段の一つとしての科学技術の重要性を強調する。

4. 私たちは、科学、科学技術および技術革新における投資並びに文化が、ディーセント・ワークの機会を創造し、そして競争力、情報や知識に対するアクセス、社会的包摂および持続的、包括的そして平等な経済成長を促進できることを認識し、そして国内の状況や持続可能な開発の三つの次元におけるその達成、それは私たちの全体に関わる目標である、のための優先事項に従って、異なった対処方法、ビジョン、ひな型および各国に利用可能な道具があることを確認する。これに関連して、私たちは、持続可能な開発を達成するために利用可能な重要な道具の一つとしてそしてまた政策立案のための選択肢を提供するが一連の厳格な規則を構成すべきではない、持続可能な開発および貧困撲滅の文脈におけるグリーン・エコノミーを考慮する。私たちは、地球のエコ・シス

² 持続可能な開発に関する世界首脳会議報告書、ヨハネスブルク、南アフリカ、2002年8月26日－9月4日（国際連合出版、Sales No. E.02.II.A.7）、第I章、決議2、添付文書。

³ 決議66/288、添付文書。

⁴ A/C.2/59/3、添付文書およびA/60/687を見よ。

⁵ E/2013/54.

テムが健全に機能することを維持する一方で、それが貧困を撲滅すること並びに持続的な経済成長、社会的包摂性を高めること、人間福祉を改善することおよび全ての人のための雇用とディーセント・ワークのための機会を創設することに寄与すべきことを強調する。これに関連して、私たちは、「我々の求める未来」³と表題のついた持続可能な開発に関する国際連合会議の成果文書の第 57-74 項に述べられたように、持続可能な開発および貧困撲滅の文脈において、グリーン・エコノミーを達成することに向けた取組を奨励する。

5. 私たちは、文化が持続可能な開発に不可欠な構成部分であること、個人および共同体にとっての独自性、技術革新および独創性の源を表すこと、そして経済成長と開発過程の主体性を提供しつつ、社会的包摂を構築することおよび貧困を撲滅することにおける重要な要素であることをまた認識する。私たちはそれ故、より明らかなまた効果的な統合を追求することおよび社会的、環境的および経済的開発政策並びにあらゆるレベルでの戦略の中に文化を入れることを約束する。

6. 私たちは、人類を豊かにする源そして地域共同体、国民および国の持続可能な開発への貢献者としての文化の多様性の基本的な重要性を認識し、そしてこれに関連して、文化の多様性に関する 2001 年国際連合教育科学文化機関世界宣言⁶の諸原則を想起する。

7. 私たちは、全ての人々、特に貧者や STI への限定された利用権を有する危険にある者、特に、女性、子どもおよび若者に、品物やサービスに対する障害者の利用可能性を高めることによるものを含んで、役立ちまた関与しつつ、科学、科学技術および技術革新が、包摂的でありまた人々中心であるべきであることを強調する。

8. 過去 20 年間における科学、科学技術および技術革新により進められた増大する世界的好況を歓迎する一方で、私たちは、各国が科学、科学技術および技術革新を先に進めるための具体的課題に直面していることを認識し、そして開発途上国、とりわけ後発開発途上国、内陸開発途上国そして小島嶼開発途上国およびアフリカ諸国が直面している特別な課題並びに中所得国が直面している具体的な課題を強調する。紛争の状況にある諸国も特別な注意がまた必要である。これに関連して、私たちは、科学、科学技術および技術革新並びに文化におけるあらゆる形態の国際協力を

⁶ 国際連合教育科学文化機関、総会記録、第 31 会期、パリ、2001 年 10 月 15 日-11 月 3 日、第 I 巻、決議、第 V 章、決議 25、添付文書 I。

強化する必要性を強調する。

9. 私たちは、外国の占領下で生活をしている人々のあらゆる権利の完全な実現に対する障害、それは持続可能な開発とミレニアム開発目標の達成を促進する科学、科学技術および技術革新に対する彼らのアクセスを含む、彼らの社会的および経済的開発に悪い影響を及ぼしている、を取り除く必要性を強調する。

10. 複合災害やテロリズムにより影響を受けた地区で生活をしている人々のための持続可能な開発とミレニアム開発目標の達成を促進するため、科学、科学技術および技術革新へのアクセスに対する障害を除去する重要性もまた強調する。

11. 私たちは、気候変動、食料安全保障、水、再生可能エネルギーを含むエネルギー、生物多様性損失、災害リスク削減並びに持続可能な消費と生産パターン、資源の効率性、化学製品および最善の利用可能な科学、科学技術そして学際的研究に基づく緊急の行動を要求している廃棄物に関する現在のそして生じつつある世界規模の課題を認識する。

12. 私たちは、情報およびコミュニケーション技術並びに広周波数帯域の連結性が、開発課題に対する新しい解決策を提供する可能性を有した持続的な、包括的そして平等な経済成長並びに持続可能な開発、競争力、情報や知識に対するアクセス、貧困撲滅そして全ての国、特に開発途上国、とりわけ後発開発途上国の世界経済への統合をはかどらせる助けとなる社会的包摂を促進することもまた認識する。私たちは、地域的に規模を拡大することができる局所的に採用された解決策に特に注意を払って、デジタルディバイドを含む、先進国と開発途上国との間の技術格差を、適切な措置、特に電力および広周波数帯域並びに移動通信サービスの利用可能性、アクセス、値頃感および質を含む、基本的な社会資本の制約を克服することを通して、埋める必要性をくり返し表明する。

13. 私たちは、ジェンダー平等および女性の地位と能力の向上が、持続可能な開発と私たちの共通の未来に重要であることを更に認識する。これに関連して、私たちは、女性が科学、科学技術および技術革新並びに文化の全ての分野に対して果たす重要な貢献を歓迎し、そしてこれらの分野におけるあらゆる範囲の職業における彼女たちの仕事を認識する。

14. 私たちは、とりわけ途上国にとっての持続可能な開発課題に対処する全ての技術革新的なそして上手くいった科学技術的な解決策を、規模に適応させまた至らせるための国際的な協力の取組に優先順位をつける必要性を認識し、そして起業家が技術革新を駆り立てることにおいて果たすことができる重要なまた補完的な貢献を認める。これに関連して、私たちは、南々協力および三角協力により補完された南北協力で、あらゆるレベルでのより大きな国際協力の重要な役割もまた認識する。

15. 私たちは、持続可能な開発と不平等並びに他の地球規模の課題に取り組むための、国の、地域のそして地球規模のレベルの能力と科学および科学技術能力の制度構築の重要性もまた認識する。このことは、国際社会の支援を得てまた公的および私的部門、市民社会並びに研究機関の中の共同作業を通して、諸国、とりわけ開発途上国が、それ自身の技術革新的な解決策、科学的な調査および新しい環境上適正な技術の策定と産業の創設を助けることができる。

16. 私たちは、全てが補完的役割を有する、公的および私的部門、市民社会並びに研究機関からの関連する利害関係者の積極的な関与を得て、科学・政策・社会の接点を高めることにまた技術革新の文化の養育における政府の主要な役割を更に認識する。

17. 私たちは、科学技術に対するアクセスのための公的資金提供を補完する、官民連携および適切な場合には他の措置を通したものを含む、民間の資金提供の役割を認識する。

18. 私たちは、科学、科学技術および技術革新において、並びに産業創設において、中小規模の企業、若い起業家および女性を奨励することの重要性並びに彼らが民間や公的な資金提供へのアクセスにおいて直面する障害に対処する必要性もまた認識する。

19. 私たちは、先進国が地球規模の調査研究（R&D）支出および知的財産権（IPRs）保有者の大部分の割合を占めていることに留意し、また私たちは、開発途上国における IPRs 保有者の増加を含む、技術革新の力学における変容的变化を認識する。

20. 私たちは、クリーンで環境上適正な技術の開発、移転および普及を促進するファシリテーター

ション・メカニズムのための選択肢を特定する関連する国際連合機関に対するリオ成果文書における要請並びにこの要請に関する事務総長報告書⁷を、特定された選択肢を基礎としたファシリテーション・メカニズムに関する第 67 会期の総会へのその勧告に留意しつつまた現行のモデルを考慮しつつ、留意する。私たちは、特に途上国の技術的必要性、能力構築を含むそれらの必要性に対処する選択肢、および技術的なファシリテーション・メカニズムに関する一連の研究集会を開催する決定を、既存のメカニズムおよび重複を避けまた相乗作用と一貫性を促進するための必要性、並びに議論、選択肢および前進に関するものを含む研究集会からの勧告並びに加盟国と国際連合システムからの追加の情報について、第 68 会期の総会に報告する事務総長の必要性を考慮しつつ、更に想起する。

21. 私たちは、現行の国際的な活動に基礎を置いている、科学技術の貯蔵所、後発開発途上国専用の科学、科学技術および技術革新支援制度を設立することを目的に、2013 年までに優先制に基づくジョイント・ギャップと能力分析を遂行するために必要な措置を講じるため総会により事務総長に対してなされた要請をまた想起する。

22. 私たちは、科学、科学技術および技術革新を支援しまた持続可能な開発のための国の開発戦略と行動計画の枠組内で文化の可能性を活用する政策を立案することの重要性を、それらを経済的、社会的および環境的政策と結びつけつつまた公的な支出と投資に対する明確な優先事項を設定しつつ強調し、そしてこれに関連して政府に対し、自らの国内開発優先事項に従って、適切な資金調達を割り当てることを奨励し、そして私たちは、これらの政策にジェンダーの観点を組織的に組み入れる必要性をくり返し表明する。

23. 私たちは、技術革新の文化が、科学、科学技術および技術革新の発達を支援する環境を提供できることを認識し、そして措置の多様性、特に科学、科学技術および技術革新並びに文化の可能性、すなわち、社会の中の科学者、技術者、起業家、芸術家および役者の業績の注目度の増加、創造性と計算されたリスク引き受けの奨励、科学、科学技術および技術革新に関連したキャンペーンおよび教育制度内の起業家の技能の養育、を強調する啓発キャンペーンを通して、創造性と技術革新の文化を促進する取組を求める。

⁷ A/67/348.

24. 私たちは、科学および科学技術並びに特に農業、保健医療、工業および文化における、それらの応用の開発に対する伝統的知識の価値ある貢献をまた認識する。

25. 私たちは、持続可能な開発を達成するための媒体としての、近代的な科学および科学技術並びに局所的で固有の知識、慣行および技術革新との間の相乗効果を促進することの重要性を強調する。これに関連して、私たちは、環境管理についての局所的で固有の伝統的知識および共同体の慣行、並びに、持続可能な開発の包括的な対処方法の一部としての、生物資源の習慣的活用の維持と奨励を通したものを含む、文化と生物学的多様性との間の結び付きの地球規模の認識の促進を保護しそして維持することの重要性を認識する。

26. 私たちは、能力と観点の損失を示す、科学および科学技術の多くの分野における女性と女性の広範な進出の遅れに懸念をもって留意し、そして、科学および科学技術政策の立案並びに議題設定の調査および策定における、並びに、科学および科学技術機関での意思決定における、女性と男性の完全且つ平等なアクセスと参加を達成することに対する私たちの公約を再確認する。

27. 私たちは、STI と文化関連政策に関する調整と一貫性を確保する必要性、また政府内の機関、学術研究界、民間部門および市民社会の中の、補完的役割を有する密接な共同作業と調整を通じた、具体的例証に基づいた意思決定を追求する必要性をくり返し表明する。

28. 私たちは、文化産業、文化観光業および文化関連零細企業の開発を奨励し、そして適切な場合には、国の国際的な公約と義務に一致した国際貿易に対する文化産業を含む、創造力のある産業の増えつつある寄与を促進するあらゆる国にとっての必要性を強調する。

29. 私たちは、入手可能性に対する制限に直面している使用者を目的とした、低科学技術の技術革新解決策を含む、草の根および包括的な技術革新、またほとんど資源を使わずにできるだけ多くの人々にサービスを提供することの重要性を認識し、そして自らの国内開発優先事項に従った政府に対し、貧困撲滅と持続可能な開発を促進するために立案された国の技術革新政策および制度におけるその役割を助長しまた促進することを奨励する。

30. 私たちは、政府および立法機関のあらゆるレベルの主要な役割を再確認しそして科学、科

学技術、技術革新および文化政策の計画と実施を通したものを含む、持続可能な開発を促進する地方当局や共同体の努力を認める。

31. 私たちは、市民社会の役割と持続可能な開発に積極的に従事することを市民社会の全ての構成員に可能にすることの重要性を認め、そして私たちは、情報とコミュニケーション技術が、政府と一般国民との間の情報の流れを促進していることを認識し、そしてまた市民社会の改善された参加は、特に、情報に対するアクセスを強化することおよび市民社会の能力を構築すること並びに可能にする環境に頼っていることを認識する。これに関連して私たちは、世界人権宣言⁸と市民的及び政治的権利に関する国際規約⁹のそれぞれの第19条を想起する。

32. 私たちは、特に廃棄物の効果的な管理、予防と削減を確保する製品の、立案段階におけるものを含む、持続可能な生産と消費を強調している持続可能なライフ・サイクル・アプローチの促進を奨励する。私たちは、それ故、環境上適正なやり方でのそして適切な場合には資源としての地球規模の廃棄物の大部分を管理する目的で、廃棄物の削減、再使用および再利用（3Rs）を進め、そして廃棄物からのエネルギー回収を増やすことを約束する。私たちは、生態系の環境収容力の範囲内で社会的および経済的開発を促進するため、経済成長と環境の劣化の問題に対処することそして適切な場合には切り離すことにより、資源の利用と生産過程における効率性と持続可能性を改善することによりまた資源の劣化、汚染および廃棄物を削減することにより、持続可能な消費と生産に向けた転換を加速するために必要な地域のそして国の活動を支援する。これに関連して、全ての諸国は、先進国が先に立って、途上国の開発の必要性と能力を考慮しつつ、途上国のための財政的および技術的援助並びに能力構築の、あらゆる源からの動員を通して、行動をとるべきである。

33. 私たちは、教育の分野におけるものを含む、持続可能な開発のための調査と技術革新を実行するための、特に途上国における、高等教育機関の能力を構築することを通したものを含む、科学、科学技術および技術革新を促進し、また国の持続可能な開発目標に向かって進めるために技能格差を埋めることに適合させる、起業家および職業技能訓練、専門的、技術的並びに職業上の訓練および生涯学習を含む、良質で画期的な計画を策定する教育政策と機関の重要性を強調する。

⁸ 総会決議 217A (III).

⁹ 総会決議 2200A (XXI)、添付文書を見よ。

34. 私たちは、教育の社会資本を構築することおよび強化すること並びに教育における投資、とりわけ途上国における全ての者に対する教育の質を改善するための投資を増やすことによるものを含む、教育に対するアクセスを改善するため、より一層の国際的協力の重要性を強調する。私たちは、地球規模の教育目標の達成を助けるためのフェローシップやスカラーシップの創設を含む、国際的な教育の交換や提携を奨励する。

35. 私たちは、教育のあらゆるレベルでの科学および科学技術の教科課程におけるジェンダーの観点を統合するために、女性科学者、研究者および技術者のためのキャリア・ディベロップメントを促進するために、そして若者および女性のための科学と科学技術に焦点を絞った企業者活動を策定するために、科学、科学技術および技術革新における教育と訓練への女性と女兒の平等なアクセスと参加を達成する必要性を再確認する。私たちは、科学、科学技術および技術革新の研究と開発におけるジェンダーに基づく分析とジェンダーの影響評価の利用並びに女性と男性双方のための科学および科学技術における関連性と進歩の有益性を増すために科学技術開発に対するユーザー主導をまた奨励する。

36. 私たちは、研究政策および活動のためのものを含む、効果的な官民連携を助長することを奨励し、そのことは、持続可能な開発を遂行することにおける地方の開発優先事項に対処するための科学、科学技術および技術革新を推進することにとって不可欠である。

37. 私たちは、回復力を増しそして救援、復興および開発の間の円滑な移行を提供するために、国のまた国際的なレベルでの災害リスク削減と災害復興のためのより調整されたまた包括的な戦略の計画と実施の、あらゆる段階での科学、科学技術および技術革新並びに伝統的な知識を活用することの重要性を強調する。

38. 私たちは、技術革新は、国のレベルでの様々な公的資金調達手段の利用を通して奨励されることができることを認識する。

39. 私たちは、途上国に対する技術移転の重要性を強調し、そして技術移転、財政、情報へのアクセスおよびヨハネスブルク実施計画²において合意された、知的財産権に関する規定、とりわけ相互に合意されたように、譲与的および優先的条件に基づくものを含む、有利な条件で、とりわ

け途上国に対して、環境上適正な技術およびノウ・ハウに対応することの策定、移転並びに普及、並びにそれらを促進し、助長しそして資金調達し、適切な場合には、アクセスするその呼びかけ、を想起する。私たちは、実施計画の採択以来、これらの問題についての議論と合意の更なる展開にもまた留意する。

40. 私たちは、技術革新と投資を動機付ける範囲内の安定したそして効果的な知的財産枠組を促進することの重要性を強調する。当該枠組は、新しいまた変化している科学、科学技術および技術革新の眺望を反映すべきである。知的財産制度は、各国の開発必要性を考慮すべきである。

41. 私たちは、先住民族が、人的および遺伝的資源、種子、薬、動物相と植物相の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツと伝統的競技、並びに視覚芸術と舞台芸術を含む、自らの文化的遺産、伝統的知識および伝統的な文化表現並びに、科学、科学技術および文化的表現を保持し、管理し、保護しそして発展させる権利を有することを認めている、先住民族の権利に関する国際連合宣言¹⁰の第31条を想起する。先住民族はまた、このような文化的遺産、伝統的知識および伝統的な文化表現についての自らの知的財産を保持し、管理し、保護しそして発展させる権利もまた有する。先住民族と連携して、国家は、これらの権利の行使を承認し且つ保護するため効果的な措置をとるものとする。

42. 私たちは、自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全および持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民族の社会並びに地域社会の知識、工夫および慣行を尊重し、保存しそして維持すること、そのような知識、工夫および慣行を有する者の承認と参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそのような知識、工夫および慣行の利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること、という生物多様性に関する条約¹¹の第8条(j)をとりわけ留意し、生物多様性に関する条約およびその議定書¹²の各締約国の公約もまた想起する。これに関連して、私たちは、世界知的所有権機関および他の国際的なフォーラムにおける現行の議論に留意する。

43. 私たちは、国際連合組織および機関、地域的な委員会や他の政府間機構、地域的レベルで

¹⁰ 総会決議 61/295、添付文書

¹¹ 国際連合、条約集、第 1760 巻、No. 30619.

¹² 同書、第 2226 巻、No. 30619; および国際連合環境計画、文書 UNEP/CBD/COP/10/27、添付文書、決定 X/1 を見よ。

活動している開発銀行や金融機関、並びに民間部門、調査機関および市民社会組織が、関連した時また要請に基づいて、関与している STI 開発に対する地域的および地域横断的協力関係を歓迎する。この点において、私たちは、公的や私的な STI 研究教育拠点および R&D 能力構築並びに地域レベルでの協力を助長しそしてうまく機能した多様な地域的 STI システムを促進する他の活動に対する支援を奨励する。

44. 私たちは、文化的交流および文化間対話並びに地域内の経済成長、社会的団結および適正な環境管理を助長する、知識と情報の共有のための地域レベルでの文化的協力関係ネットワーク並びに持続可能な開発のための相互に利益をもたらす文化的および政治的合意を助長する活動をまた歓迎する。

45. 私たちは、持続可能な開発の追求において科学政策の関連性を先に進めそして科学、科学技術および技術革新を開発するため、既存の取極および共同研究並びに開発事業のためのものを含む、地球規模の、地域の、準地域のおよび国内の過程と機関の中で効果的な関連性、相乗効果および一貫性を確保する必要性を認識する。

46. 私たちは、持続可能な開発に関する国際連合会議の成果に従ってまた持続可能な開発目標を達成するために行われた行動を通したものを含む、持続可能な開発を促進する自らの取組における途上国に強力な支援を与えるため、様々な源および資金調達の効果的な利用からの資源の著しい動員の必要性をまた認識する。

47. 私たちは、活動的な文化的なまた創造的な部門の開発のため、とりわけ独創性、革新性および企業家精神を奨励すること、文化的機関や文化的産業の開発を支援すること、文化の専門家のための技術的や職業的な訓練を提供することおよび持続的な、包括的なそして平等な経済成長と持続可能な開発のための文化的なまた創造的な部門における雇用機会を増やすことにより、あらゆるレベルでの能力構築を促進する必要性を強調する。

48. 私たちは、女性と男性が、文化的生活にアクセスし、参加しそして貢献する自らの権利を十分に享受することを確保することを約束する。私たちは、文化における意思決定のあらゆるレベルでの女性の完全且つ平等な参加を達成することも約束する。これに関連して、私たちは、地方の、

国のそして国際的なレベルでの、ジェンダーに敏感な文化政策と計画を策定すること、および女性と男性のジェンダーの固定観念に対処しそしてジェンダー平等と女性と女兒の能力と地位の強化を促進する措置を遂行することを更に約束する。

49. 私たちは、全ての関連する国際連合機関に対し、調整されたやり方で、STI 政策の実施に関して為された進展および適切な場合には、開発政策や関連する報告書を報告する目的での、指標や統計を含む、資料の編集、分析そして開発を通して持続可能な開発の達成に対する文化の貢献を再検討し、監視しそして評価し続けることを奨励する。

50. 私たちは、途上国における科学のおよび技術的情報の利用可能性を増すこと、地域のまた世界規模のレベルで直面している技術的課題に対する新しい解決策を創造しそして策定する途上国における研究員を支援すること、また世界規模の知識経済に参加する途上国の能力を強化することという具体的な目的で、利用可能な知的財産の資産や資源の検索可能な公的データベースを提供する既存の国際的取組を歓迎する。

51. 私たちは、経済社会理事会（ECOSOC）制度に対し、関連する国際連合諸機関、基金および計画と密接に共同してまたあらゆる関連する利害関係者からの情報を得て、持続可能な開発を促進することおよびミレニアム開発目標を達成するために、科学、科学技術および技術革新、並びに文化の可能性に関する政策の見直し、対話そして勧告に向けて活動することを要請する。